

# 管理、建替え・改修アドバイザー制度に対する区市の助成制度一覧

令和4年4月現在

区市名	対象者	管理		建替・改修		助成内容*	担当窓口
		A コース	B コース	A コース	B コース		
中央区	・管理組合	○	○	○		全額助成	一般財団法人中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 <b>03-3561-5191</b>
	・管理組合（築30年以上）				○		
文京区	・管理組合	○	○	○		【管理】 全額助成（消費税除く。） 【建替・改修】 全額助成（消費税除く。） （Bオプションは助成対象外）	住環境課 管理担当 <b>03-5803-1374</b>
	・管理組合（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション）				○		
台東区	・管理組合（理事長の委任状のある区分所有者の代表も可。） ・賃貸マンション所有者	○	○	○		建替・改修B-1とB-2のみ助成対象 全額助成 （建替え・改修B-0は助成対象外）	住宅課 マンション施策担当 <b>03-5246-9028</b>
	・管理組合（おおむね築30年以上） ・賃貸マンション所有者（おおむね築30年以上）	○	○	○	○		
墨田区	・管理組合	○	○	○		【管理】 全額助成 【建替・改修】 A：全額助成 B：2/3助成	住宅課 計画担当 <b>03-5608-6215</b>
	・管理組合（おおむね築30年以上）				○		
江東区	・管理組合 ・賃貸マンション所有者	○	○	○	○	全額助成	住宅課 住宅指導係 <b>03-3647-9473</b>
品川区	・管理組合			○		全額助成 （建替え・改修B-0は助成対象外）	住宅課 住宅運営担当 <b>03-5742-6776</b>
	・管理組合（築30年以上）				○		
豊島区	・管理組合 ・区分所有者			○		2/3助成（消費税除く。） （Aオプションは助成対象外）	住宅課 マンショングループ <b>03-3981-1385</b>
練馬区	・管理組合（管理組合設立準備団体を含む。）	○	○	○		全額助成	住宅課 管理係 <b>03-5984-1289</b>
葛飾区	・管理組合 ・区分所有者		○	○		【管理】 1/2助成 【建替・改修】 1/2助成 （Aオプションは助成対象外）	住環境整備課 企画管理係 <b>03-5654-8352</b>
江戸川区	・管理組合 ・理事長の委任状のある区分所有者	○	○	○		2/3助成（消費税除く。）	建築指導課 耐震化促進係 <b>03-5662-6389</b>
武蔵野市	・管理組合（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）			○		A：全額助成 B：2/3助成 （限度額36万円）	住宅対策課 <b>0422-60-1976</b>
	・管理組合（築30年以上、管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）				○		
三鷹市	・管理組合	○	○	○	○	【管理】 全額助成 【建替・改修】 A：全額助成 B：2/3助成	都市計画課 住宅政策係 <b>0422-29-9704</b>
	・管理組合設立準備団体						
府中市	・管理組合（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）	○	○			全額助成	住宅課 支援係 <b>042-335-4458</b>
調布市	・管理組合（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者全員の同意により選任された代表者）		○			全額助成	住宅課 住宅支援係 <b>042-481-7545</b>
多摩市	・管理組合（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）			○	○	A：全額助成 （Aオプションは助成対象外） B：2/3助成（限度額100万円） （Bオプションは助成対象外） （建替え・改修B-0とBオプションは助成対象外）	都市計画課 住宅担当 <b>042-338-6817</b>

※上記区市における助成対象はアドバイザー派遣料であり、テキスト・資料代等は対象外です。  
上記の他に、独自にアドバイザー等を派遣する制度を設けている区市もあります。詳細は各区市にお問い合わせください。